

古賀市プロモーション動画作成業務委託
公募要領

福岡県古賀市

1. 趣旨

古賀市では、企業誘致と定住促進を目的としたシティプロモーションを展開するために、本市の魅力をPRするための動画を作成するための事業者を次のとおり公募します。

2. 公募に関する事項

2-1 公募概要

- (1) 業務名
古賀市プロモーション動画作成業務委託
- (2) 業務委託期間： 契約締結日翌日から平成29年3月31日まで
- (3) 公募参加申込期間
平成28年9月9日（金）～平成28年9月23日（金）17時
- (4) 選定方法
選定委員会が応募者から提出された応募書類について、書類審査及び公募型プロポーザル方式による提案審査を行い、選定します。審査にあたっては、古賀市プロモーション動画作成業務委託にかかる公募型プロポーザル審査要領により、評価点の最も高い業者を選定します。

2-2 公募スケジュール

下記のとおり。

- | | |
|----------------|--------------------------------|
| (1) 公募要領公開 | 平成28年9月9日（金） |
| (2) 参加申込書受付締切 | 平成28年9月23日（金）17時まで |
| (3) 質問受付締切 | 平成28年9月23日（金）17時まで |
| (4) 質問回答 | 平成28年9月28日（水） |
| (5) 企画提案書等受付締切 | 平成28年10月7日（金）17時まで |
| (6) ヒアリング審査 | 平成28年10月11日（火）、12日（水）13時から＜予定＞ |
| (7) 結果通知 | 平成28年10月19日（水）＜予定＞ |
| (8) 契約締結 | 平成28年11月1日（火）＜予定＞ |

2-3 公募手続

- (1) 公募要領の配布
平成28年9月9日（金）～平成28年9月23日（金）
配布場所：事務局（問い合わせ先）
配布時間：平日 9時～17時
※市公式ホームページからもダウンロードできます。
- (2) 公募に関する質問受付

平成28年9月9日（金）～平成28年9月23日（金） 17時

公募要領等に関する質問書（様式4）により、電子メールにより質問してください。

※電話・ファックスでの質問にはお答えできません。

(3) 公募に対する参加申込受付

平成28年9月9日（金）～平成28年9月23日（金） 17時

公募参加申込書（様式1）に記入・押印後、スキャンした画像を事務局まで電子メールにて送信してください。なお、電子メールなどの通信事故については、古賀市はいかなる責任も負わないものとします。

また原本については、(5) 提案書類の提出に定める期限内に、5-2 応募書類の提出に定める部数を提出してください。

(4) 公募に関する質問への回答

平成28年9月28日（水）

参加申込書を提出している者すべてに電子メールで回答します。

(5) 提案書類の提出

平成28年9月9日（金）～平成28年10月7日（金） 17時必着

提出先：事務局（問い合わせ先）

提出方法：郵送又は持参。

持参する場合の受付時間は9時から17時まで（土・日・祝日を除く）とする。

※いかなる理由があっても、遅延した場合又は書類が不足している場合には受付できません。

(6) ヒアリング審査の実施

平成28年10月11日（火）、12日（水）＜予定＞

場所：未定

内容：プレゼンテーション（20分）及び質疑応答（15分）＜予定＞

※当日の提案時間については、提案各社へ別途通知いたします。プレゼンテーションで使用するパソコン本体・接続ケーブル・プロジェクター・スクリーンについては古賀市で準備します（パソコン本体については持参も可。インターネット接続についてはご相談ください）。提案者の数により開催日が変更となる場合や、プレゼンテーションの時間が短縮される場合があります。なお、当日の追加資料は認めません。

(7) 審査結果の通知

平成28年10月19日（水）＜予定＞

審査結果は、郵送により参加者全員へ通知します。なお審査の経過及び結果について電話・電子メール等での直接の問い合わせには応じられません。

るので、ご了承ください。

(8) 契約の締結

平成28年11月1日(火) <予定>

事業者選定後、市が必要と判断した場合は、企画提案の内容について協議するものとし、協議が整い次第、市と締結していただきます。

2-4 事務局(問い合わせ先)

古賀市総務部経営企画課 広報秘書係

〒811-3192

福岡県古賀市駅東1丁目1番1号古賀市役所3F

電話番号 : 092-942-1346

FAX番号 : 092-942-3758

電子メール : pr-koho@city.koga.fukuoka.jp

3. 業務内容に関する事項

3-1 概要

定住促進を目的としたシティプロモーションを展開するために、本市の魅力をPRするための動画の作成。

3-2 事業主体 古賀市

3-3 事業の目的・業務の概要

別紙1「古賀市プロモーション動画作成業務委託企画提案仕様書」を参照してください。

4. 経費に関する事項

平成28年度事業額(委託料) 5,000千円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする。

5. 応募資格及び応募書類に関する事項

5-1 応募資格

本プロポーザルに参加しようとする者は次の要件をすべて満たしていること。

(1) PR動画の制作実績があること

(2) 古賀市一般(指名)入札参加資格等に関する規程(平成9年4月告示第27号)第3条による平成27・28年度一般(指名)競争入札参加資格者名簿(物品・役務)の「映画・広告(映画・ビデオ・広告の制作)」に登

録されている者であること。ただし、本件に限り、同登録の申請を本公募申し込みと同時にし、受理された者を含む。

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項に規定する者に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者。ただし、更正手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込提出期限以前になされている場合はこの限りでない。
- (5) 本市から古賀市指名停止措置要綱（平成18年3月告示第40号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 暴力団排除に関する特約条項第1条第1項各号に該当しないこと。

5-2 応募書類の提出

(1) 提出書類

以下の書類をそれぞれ原本1部、副本7部、提出してください。

- ア) 公募参加申込書（様式1）
- イ) 企画提案書（A4横20枚以内）
- ウ) 工程表（様式2）
- エ) 会社概要（様式3）（会社組織の場合）
- オ) 見積書（代表者印押印済みのもの）

【留意事項】

- ・企画提案書は専門的知識を有しないものでも理解できるように、分かりやすい表現となるよう留意すること。
- ・提案は、本公募要領3-3に示している事項に対して行うものとし、本公募要領6-2の内容も網羅した内容とすること。

5-3 応募にあたっての留意事項

(1) 公募要領の承諾

応募者は、応募書類の提出をもって、本公募要領の記載内容を承諾したものとみなします。

(2) 応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合には、失格とします。

- ア) 本公募要領に定める手続を遵守しない場合
- イ) 応募書類に虚偽の記載をした場合
- ウ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(3) 業務の一括委託の禁止

本事業を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部について、あらかじめ古賀市が認めた場合はこ

の限りではありません。

(4) 提出内容の変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、疑義等があり、古賀市が補正を求めた場合は、この限りではありません。また、古賀市が提案された内容について補足書類の提出を求めたときも同様とします。

(5) 応募書類の取扱 応募書類は、理由の如何を問わず、一切返却しません。

(6) 費用負担 応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。

6. 審査に関する事項

6-1 応募資格の確認

本公募要領5-2で提出された書類などから、応募資格の有無を確認します。

6-2 提案審査

提案された内容は、次の評価項目について「古賀市プロモーション動画作成業務委託にかかる公募型プロポーザル審査要領」に基づき審査を行い、評価点の最も高い業者を受託業者として選定します。提案書の中で、本公募要領3、5に関する内容や審査基準に示す評価項目の内容が読み取れない場合には配点が0となりますので、注意してください。なお、提案者が1者の場合は、評価点が60点以上の場合に、受託業者として選定することとします。

(1) 企画提案の内容・実施体制

(2) 会社の概要及び業務実績

(3) 見積額

(4) 財務状況等

7. 調査及び監査

市は、必要があると認めるときは、受託業者に対して、当該業務委託又は経理の状況に関して報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示を行うものとします。